

## 第 148 回 : 交際費について

交際費は営業活動をしていく上で、得意先や仕入先に対する接待、飲食等で不可欠な支出です。

交際費の範囲は税制改正により広がっておりますが、それに伴って支出の内容から費用の区別をすることが難しいものもあります。そんな交際費の内容を把握し理解するためにも、交際費について説明させていただきます。

### 1. 交際費等とは

交際費、接待費などで、会社がその得意先や仕入先、事業に関係のある方に対する接待、供応、慰安、贈答などのために支出する費用をいいます。

### 2. 交際費等の制度について

平成26年の税制改正から下記制度が設けられており、平成30年3月31日まで延長されました。

下記①、②については有利な方法を選択できます。

①中小法人※1は年間800万円まで※2交際費等を損金※3にできる。

②接待飲食費の50%相当額を損金にできる。

③1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等から除外できる。

他の費用と区別するには、領収書を保管し、帳簿書類等に「年月日」、「得意先の氏名」、「参加した人数」などの記載が必要になります。損金算入するためにも正確な資料の保管を心がけましょう。

### 3. これって本当に交際費？

では、実際に具体例で確認してみましょう。

Q1. 自社名が記入されているカレンダーを得意先に渡した。

A1. **広告宣伝費** ⇒ 自社名記載のカレンダー、手帳、手ぬぐいなどを贈与するためにかかった費用や一般消費者に対する宣伝効果を目的とした費用は広告宣伝費に該当します。

Q2. 自社の従業員が結婚したのでお祝い金を渡した。

A2. **福利厚生費** ⇒ 従業員又はその親族のお祝いやご不幸などに際して、支給される金品(結婚祝や香典など)や従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などに関する費用は福利厚生費に該当します。

Q3. ゴルフの帰りに得意先をタクシーで送迎した。

A3. **交際費** ⇒ 得意先や仕入先を接待するための送迎のタクシー代は交通費ではなく交際費に該当します。実費ではなく御車代として出した場合でも、それが妥当な額であれば交際費となります。

Q4. 近所の神社の祭礼でお金を寄付した。

A4. **寄付金** ⇒ 社会事業団体、政治団体に対する拠金や神社の祭礼等の寄贈金など事業に直接関係のないものに対するお金の贈与は寄付金に該当します。

損金の中でも交際費と隣接する費用があります。交際費以外の損金だと思って多額の支出をしていたら、実は交際費で一部損金として認められなくなる(否認)可能性もあるので注意が必要です。

会社にとって販売促進費用が交際費等になるか否かは、税額負担に大きな影響があります。このため、交際費等の理解と応用が必要になります。特に、隣接する費用である会議費や広告宣伝費、福利厚生費などとの区別が重要であり、領収書に詳細を記入することが求められるので、正確な資料の管理が必要になります。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所にご連絡下さい！

※1 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人かつ大会社(資本金5億円以上)の完全支配関係がない会社。

※2 800万円に該当事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額に達するまでの金額を超える部分の金額を限度とする。

※3 法人税法上の経費